

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善長崎県地方協議会」設立趣旨

平成27年4月3日に閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」に規定されている割増賃金率引上げの施行（平成31年4月）につきましては、中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に関係行政機関や業界団体等との連携のもと、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要があります。

このうち、トラック運送業においては総労働時間が長く、荷主都合による手待ち時間や、手積み卸し作業などによって荷役時間が増加するなど、トラック運送事業者のみの努力では改善することが困難な状況です。

このため、学識経験者・荷主・事業者・行政（厚生労働省・国土交通省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって長時間労働の抑制とその定着を図っていくこととします。

(主な取り組み)

- 長時間労働抑制のための改善方策の検討
 - ①長時間労働の実態調査、対策の検討
 - ②パイロット事業（実証実験）の実施、対策の具体化
 - ③長時間労働改善ガイドラインの策定・普及
 - ④長時間労働改善の普及・定着
- 取引環境の改善に向けた方策の検討

(今後のスケジュール) ※予定

- 6月中 …………… 開催準備
- 7月中旬～下旬 …… 第1回協議会の開催
- 8月～9月 …………… 実態調査の実施
- 10月～11月 ………… 第2回協議会の開催
- 10月～12月 ………… 実態調査の集計・分析
- 1月～3月 …………… パイロット事業の実施内容の検討
- 2月～3月 …………… 第3回協議会の開催

【添付資料】

- ・トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ
- ・トラック運送における取引環境・労働時間改善協議会の今後の進め方

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置			
	協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等			
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

定期的なフォローアップ・更なる対策の検討

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の今後の進め方

平成27年度の地方協議会の進め方

学識経験者、荷主、事業者、行政(国土交通省・厚生労働省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査を行うことにより、次年度の以降のパイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等に向け、実態の把握を行う。

作業スケジュール

